

62	福祉局	障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現
事業概要	障害者への理解促進や差別解消のための取組を促進するとともに、障害者の社会参加や情報保障の確保を推進する。	
これまでの経過	【体制整備】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づき、障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携促進等に係る協議を行うため、東京都障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を平成 28 年 6 月に設置した。 さらに、平成 30 年 6 月に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、同年 10 月に施行した。 条例施行に併せて、障害を理由とする差別に関する相談に応じる広域支援相談員及び紛争解決へのあっせんを行う「東京都障害を理由とする差別解消のための調整委員会」（以下「調整委員会」という。）を設置した。 【普及啓発】 法施行に併せて、「東京都障害者差別解消法ハンドブック」を作成するとともに、法の概要に関する動画、パンフレット及びパネルを作成し、普及啓発を実施した。 条例施行後は、条例の趣旨等を広めるため、以下の取組を行った。 ・東京都障害者差別解消法ハンドブックの改定 ・障害者理解促進特設サイト「ハートシティ東京」に、条例の概要、障害特性に応じた情報面での配慮の紹介及び東京都手話言語条例及び情報アクセシビリティ法の概要等を掲載 ・条例のポイントをまとめたリーフレットの作成 ・条例の内容や合理的配慮の提供の具体例などを盛り込んだパンフレット（以下「条例パンフレット」という。）の作成 ・障害者差別解消に係る啓発動画の改修 ・相談事例集の作成 ・障害者に対する接遇実演に係る動画の作成 令和 6 年 4 月の改正法施行による、民間事業者における「合理的配慮の提供」の義務化に伴い、ハンドブック等の改訂を行った。 平成 24 年度に都が作成したヘルプマークについては、平成 29 年 7 月 20 日に J I S Z 8 2 1 0（案内用図記号）に追加登録され、現在、東京都の外、全道府県で導入されている。 【情報保障】 情報を得ることが困難な障害者が音声や文字による情報化のほか、絵文字・記号・多言語表記、点字、手話・筆記、デジタル技術等による多様な情報提供手段により円滑に情報を取得し、意思疎通ができるよう「情報バリアフリー」の充実に取り組み、社会参加を促進してきた。 また、令和 4 年に制定、施行された「東京都手話言語条例」を踏まえ、手話及び聴覚障害への理解促進を図ってきた。	

現在の進行状況	【体制整備】 障害者権利擁護区市町村連絡会及び区市町村担当者向け研修を行い、都の取組及び事例の共有や、相談対応力向上に向けた事例検討等を実施している。 また、広域支援相談員を設置し、障害者や事業者等からの相談に応じるとともに、区市町村等と連携して、必要な助言、調査、情報の提供及び関係者間の調整等を行っている。 【普及啓発】 障害者理解促進特設サイト「ハートシティ東京」を通じて、障害特性及び障害者への理解促進を行っている。 ファミリー層や若者が集う商業施設で共生社会実現に向けたイベントを開催し、共生社会実現に向けた意識啓発を行っている。 区市町村でのヘルプマーク・ヘルプカードの取組支援（ヘルプマークの配布や公共施設等における活用、ヘルプカードを活用した防災訓練の実施や学習会・セミナー等の普及啓発などの取組への支援）や、公共交通機関・都立病院等でのポスターやステッカー掲出により普及啓発を実施している。 また、民間企業等による広報活動や活用の推進、全国的なイベントでPRを行うなど、ヘルプマーク・ヘルプカードの広域的な普及に取り組んでいる。 【情報保障】 視覚障害者向けには点字や音声、聴覚障害者向けには文字化や手話などのほか、インターネット等を活用し、様々な情報提供を行うとともに、意思疎通に係る支援を行っている。
----------------	--

今後の見通し	【体制整備】 引き続き、協議会の運営を通じて、事例の共有や、関係機関の連携促進等を図り、差別の解消に向けた取組を推進する。 広域支援相談員による相談対応や、調整委員会を通じて、差別に係る紛争事案の解決を図る。 【普及啓発】 法及び条例の趣旨等を広めるため、引き続き以下の取組を行う。 ・東京都障害者差別解消法ハンドブックの配布 ・条例パンフレットの配布 ・障害者理解促進特設サイト「ハートシティ東京」の運営 ・都民及び事業者向け啓発イベントの開催等 ・障害及び障害者理解研修の実施等 ・区市町村向け障害者差別解消支援地域協議会の活動促進に係る事業の実施 ・共生社会実現に向けた意識啓発イベント ・障害特性や支援の手法等を紹介した動画の作成 ・知的障害者向け普及啓発チラシの作成、配布 等 ヘルプマーク・ヘルプカードの広域的普及に取り組む。 共生社会の理念に賛同する企業等を登録し、公表する。 障害当事者等有する「生活の知恵」等を情報発信することで、障害当事者等が生活の中で抱える課題の解決を図る。 【情報保障】 情報を得ることが困難な障害者が、多様な情報伝達方式により情報を取得し、意思疎通ができるよう、「情報バリアフリーの充実」に引き続き取り組む。 また、障害者に対応した情報保障機器の開発・普及促進に取り組む。 令和7年3月に制定された「東京都障害者情報コミュニケーション条例」の施行に向け、条例の周知や、障害特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発を図っていく。		
	問合せ先	福祉局 障害者施策推進部 企画課	電話 03-5320-4559